

令和7年度予算編成方針（案）

最近の我が国の景気は、このところ足踏みも見られるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外景気の下振れや物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

地方財政においては、少子高齢化・人口減少社会が本格的に進む中、こども・子育て政策の強化、物価高への対応、DXの推進等、諸課題に対応するための財源確保が必要不可欠となっている。

このような状況の下、本市の財政は、歳入面においては、令和5年度の市税収入全体では前年度決算額を上回ったものの、物価高騰や人件費の上昇が企業に与える影響は依然不透明であり、大きな伸びを見込むことは困難である。

また、歳出面では、少子高齢化の進展による社会保障関連経費の増加に加え、物価高騰や人件費の上昇が委託料を始め様々な経費の上昇圧力となっており、事務事業の見直し等、歳出削減の取組は急務となっている。

こうした財政を取巻く状況を十分認識した上で、安全・安心・快適な市民生活を最優先としつつ、健全財政の維持と各分野間のバランスに十分留意しながら、効果的・効率的で持続性が高い自治体経営を着実に推進していかなければならない。

そこで、令和7年度の予算編成にあたっては、限りある経営資源を最大限有効に活用する観点から、経常的な事業を含めた既存事業の徹底した見直し・改善により経費の節減合理化を行った上で、必要な財源を重要施策に優先的に配分することとする。

すなわち、施策目的の達成に向け、より効果の高い事業に重点配分するために、各部（課）が主体的かつ責任を持って、事務事業の見直しを行い、優先順位付けを行う等により、真に必要な事業の財源を確保するなど、創意と工夫を凝らし、次の事項に基づいた予算編成を行うこととする。

1 小牧市まちづくり推進計画 第2次基本計画の推進

3つの「都市ヴィジョン」を機軸としたまちづくりと、市政戦略編の指標を達成するための事業を検討するとともに、分野別計画編及び自治体経営編の各施策の目的及び目標に対して、より効果的・効率的な事業の推進に努めること。

2 D Xの推進

I C Tやデータを活用したまちづくりを推進するため、「小牧市D X推進計画」で掲げる3つの指針（デジタルバイ デフォルト・データの利活用推進・ユーザビリティの追求）を踏まえ、6つの基本施策の目的に資する事業の推進や業務の効率化に努めること。

3 都市ブランディングの推進

都市ブランドを確立するため、ブランドコンセプトの積極的な啓発を推進するとともに、ブランド基本戦略に掲げる施策に合致する事業の展開に努めること。

4 行政評価結果との整合

より効果的・効率的な行政運営を図るため、行政評価結果を踏まえ、事業内容や事業費の見直しを反映した予算要求を行うこと。

5 ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進

本市の2050年ゼロカーボンシティの実現（二酸化炭素実質排出ゼロ）に向けて、費用対効果の高い事業の促進や省資源化に努めること。

6 積極的な財源の確保

- (1) 国、県の制度変更等に関する情報収集に努め、予算への確に反映させること。なお、国県補助金等について、最近の内示状況が非常に厳しいことから、慎重に検討した上で予算計上すること。
- (2) 使用料・手数料等の受益者負担については、過去の実績を勘案して積極的に見積ること。
- (3) 財源確保の方策の一つとして、企業版ふるさと納税を最大限に活用するため、関係企業に対して企業版ふるさと納税制度について周知を図ること。また、印刷物への広告掲載や自動販売機の入札設置等、市の資産の積極的な活用を検討すること。
- (4) 市民負担の公平性、行政への信頼確保、財政基盤の強化という観点から、市債権の適正な管理に徹底して取り組むため、「小牧市債権回収基本方針」を指針として徴収努力を行い、収入未済額の縮減に努めること。

7 徹底した事務事業等の見直し

- (1) 限られた予算の中で、市の新たな課題に柔軟に対応するため、既存事業の費用対効果を十分検証し、統廃合や縮小など、ゼロベースで事業の見直し・再構築を行い、施策の新陳代謝に取り組むこと。
- (2) 定期監査、行政監査等における監査委員の意見や指摘事項については、その内容を十分検討し、適正な見積りに努めるとともに、指摘事項については速やかに改善すること。
- (3) 補助金については、「補助金のあり方と交付基準について」を踏まえ、公益上の必要性及び補助の効果を十分検証した上で予算計上すること。また、本年度実施する補助金等の見直し結果を適切に反映すること。

8 市民要望等の施策への反映・地域協働の推進

- (1) 市民の要望や議会審議の動向などを的確に把握し、市民の視点に立った事務事業の点検・評価を行い、施策に反映すること。
- (2) 「小牧市自治基本条例」の基本理念、基本原則にのっとり、市民主体のまちづくりに努め、事業を進める際は

「協働提案事業化制度」を活用するなど協働の可能性を探り、地域協働を一層推進すること。

(3) 事業を進めるにあたっては、産学官連携の可能性を検討すること。

9 施設等の効率的運用

(1) 新設、改築にあたっては、人口減少・少子高齢化が与える影響を踏まえた利用状況予測、ライフサイクルコストなどについても、事前に十分検証し、最適な施設のあり方を追求すること。

(2) 公共施設については、「公共ファシリティマネジメント基本方針」、「公共施設適正配置計画」及び「公共施設長寿命化計画」に基づき、安全で適切な管理運営に努めるとともに、長期的な利用を見据えた施設関連経費の縮減に努めること。

(3) 用地選定にあたっては、市有財産の未利用地や土地開発公社の長期保有土地の積極的な活用を図ること。

10 その他

(1) 見積りについては、過去の決算状況を徹底的に分析し、実績を踏まえた適正な額とすること。特に、同一業者の受託により、事業費が高止まりしている事例が見受けられることから、契約方法、業者選定及び仕様書の見直しを行い、経費節減に努めること。

(2) 特別会計及び企業会計については、独立採算の原則を念頭に、一般会計との経費負担区分を堅持し、経営的視点に立った事業運営の一層の効率化と積極的な歳入確保に努め、財政の健全化を図ること。

(3) 各部（課）相互間に関連する事務事業については、関係各課において連絡調整を十分に行うことはもとより、類似事業の整理統合を図り、より効果的・効率的な実施方法の検討に努めること。